

		記入日 令和 年 月 日	
〈担保提供者〉土地所有者・取得対象住宅又は敷地若しくはその両方の共有者(連帯債務者を除く)			
ご住所		お名前	
(電話番号: — —)		(生年月日: 年 月 日)	
〈担保提供者〉土地所有者・取得対象住宅又は敷地若しくはその両方の共有者(連帯債務者を除く)			
ご住所		お名前	
(電話番号: — —)		(生年月日: 年 月 日)	

私(担保提供者が複数いる場合はすべての担保提供者をいいます。以下同じ。)は、住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書兼住宅融資保険の利用に関する同意書に同意しました。また、担保提供者が建物を所有しない場合には、次の事項に承諾をします

〈住宅建築に関する地主の承諾事項〉 ※担保提供者が建物を共有する場合は以下の記入は不要です。

1. 私は、次表の土地に借地人(共有者) が

【 木造 準耐火構造 耐火構造 】の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2. 私は、次の(1)、(2)又は(3)の事項を承諾します。

(1) 借地人(共有者)が、フラット35保証型による借入をする場合

1の土地に株式会社ファミリーライフサービスを第1順位とする抵当権を設定すること

(2) 借地人(共有者)が、フラット35買取型による借入をする場合で、私が借地人(共有者)の配偶者又は直系親族(※)の場合
※祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること及び借地人(共有者)がアシスト35による借入をする場合は、株式会社ファミリーライフサービスを第2順位とする抵当権を設定すること。

(3) (1)・(2)以外の場合

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 賃借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて(アシスト35をお借入の場合は、株式会社ファミリーライフサービスを第2順位とする抵当権をあわせて設定することについて) <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) 住宅金融支援機構のために、1の土地の賃借権に質権を設定することについて(アシスト35をお借入の場合は、株式会社ファミリーライフサービスの為にあわせて質権を設定することについて)(※) ※ 賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません
	①土地に抵当権等の権利(※1)が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構(https://www.ihf.go.jp)へ、アシスト35をあわせてお借入の場合は株式会社ファミリーライフサービスにも、連絡すること(※2)。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構(アシスト35については株式会社ファミリーライフサービス)が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。また、アシスト35をお借入の場合は、株式会社ファミリーライフサービスを第2順位とする抵当権をあわせて設定すること。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構または株式会社ファミリーライフサービスのために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構または株式会社ファミリーライフサービスを第1順位とする抵当権を設定します。アシスト35をお借入れの場合は、株式会社ファミリーライフサービスを第2順位とする抵当権も設定します。

私は、アシスト35又はフラット35保証型(以下、「住宅ローン」といいます。)の申込人が株式会社ファミリーライフサービス(以下「申込金融機関」といいます。)から住宅ローンの貸付け(以下「本貸付け」といいます。)を受けるに当たり、申込金融機関が本貸付けに独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の住宅融資保険を付保することに伴い、下記1の個人情報の利用等について理解し、確認の上、同意しました。

私は、住宅ローンの申込人、申込人の同居家族、担保提供者、工事請負事業者担当者、売買契約書等に記載された売主その他第三者(以下「関係者」といいます。)に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、申込金融機関に提供すること及び申込金融機関が機構に提供することについて本人の同意を得た上で、申込金融機関に提供します。

併せて、下記2から6までに記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。

記

1 機構が個人情報を利用する業務の内容及び目的(機構への同意事項)

私は、本貸付けに係る申込み(本貸付けが、他の住宅ローンが行われるまでの間に必要となる資金を調達するための貸付けである場合にあつては、当該他の住宅ローンに係る申込みを含む。)に関し、申込金融機関が保有する私の個人情報を次の業務及び利用目的のために機構に提供し、機構が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。ただし令和4年3月31日までは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号の)をいいます。)に基づき、私の個人情報を当該業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

また、私は、機構が、機構(住宅金融公庫を含みます。)の融資、貸付債権の譲受け又は住宅融資保険の付保に係る業務を通じて既に取得し、又は取得する私の個人情報を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

(1) 業務内容

○住宅融資保険引受けのための審査○保険金の支払のための審査○保険代位(保険金の支払により、申込金融機関から機構に住宅ローン債権が移転することをいいます。以下同じ。)した後の保有債権の管理回収○住宅の建設等に必要な資金の貸付けを行った金融機関からの貸付債権の譲受け○その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

○保険引受のための資格確認、与信取引上の判断、審査、決定及び継続的な管理のため○保険金の支払の判断のため
○保険引受基準の見直しのため○保険代位により生ずる私との法律に基づく権利の行使及び義務の履行のため
○私に対する貸付債権を、機構が金融機関から譲り受けるに当たって行う与信判断のため○住宅ローンや住宅関連の情報提供のため○市場調査や分析・統計の実施のため○アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発のため○その他私との取引の円滑かつ適切な履行のため

2 住宅融資保険制度について(申込金融機関及び機構への同意事項)

私は、住宅融資保険について、次の内容を確認しました。

- 住宅融資保険とは、申込金融機関を契約者、機構を保険者とし、私が申込金融機関に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められたときに、機構が申込金融機関に対し保険金を支払うものであること。
- (1)の場合、保険代位するものであること。
- 機構が申込金融機関に対し保険金を支払うまでは、私は機構との間に直接の契約関係は生じないこと。
- 機構が申込金融機関に対し保険金を支払った場合でも、これにより住宅ローンの申込人の本貸付けに係る債務が消滅するものではなく、機構が引き続き当該債務の回収を行うこと。
- 住宅融資保険の付保に係る保険料は、申込金融機関が機構に対し支払うものであること。

3 住宅ローンの用途及び調査への協力(申込金融機関及び機構への同意事項)

住宅ローンの申込人は、本貸付けに係る借入金の全部を[住宅用土地の購入 新築住宅の建設 新築の購入 中古住宅の購入 借換リフォーム資金]のために利用します。また、当該借入金に係る住宅に関し、申込金融機関又は機構がその使用状況等について調査する場合は、これに同意するとともに、当該調査に協力します。

4 保険代位後の管理回収(機構への同意事項)

保険代位後、機構は、住宅ローンの申込人に対する住宅ローン債権の管理回収を、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)に規定する債権回収会社に委託する場合があることを同意します。

5 本同意書の条項に不同意の場合(申込金融機関への同意事項)

私が本同意書の条項の全部又は一部に同意しない場合は、私は住宅ローンの申込人が申込金融機関から本貸付けを受けることができなくなる場合があることを承諾しました。

6 問合せ窓口(申込金融機関及び機構への同意事項)

私は、機構に対する個人情報の開示、訂正又は削除の申出その他個人情報に関する問い合わせについては機構に、それ以外の問合せについては申込金融機関にそれぞれ連絡するものとします。

お問合せ窓口

株式会社ファミリーライフサービス 〒180-0022 東京都武蔵野市境 2-12-13 TEL 0422-37-8088

独立行政法人住宅金融支援機構 〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10 TEL 03-5800-8149